「

平　・　・ 平　・　・ （別表六の二(二十)付表「22の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二(二十)付表「23の②」）

」に改め、同表の記載要領第１号中「特別控除）又は」を「特別控除)、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の10第２項若しくは第３項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」に改め、同第11号中「第68条の15の３」を「第68条の15の６」に、「別表六の二(十七)」を「別表六の二(二十)又は別表六の二(二十)付表」に改める。

別表六の11(ハ)の表の記載要領第１号中「特別控除）又は」を「特別控除)、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の10第２項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」に改め、同第11号中「益金算入」を「益金」に改める。

別表六の11(ハ)の表中「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「35の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十)「15の②」）」に、「

平　・　・ 平　・　・ （別表六の二(十七)「33の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二(十七)「34の②」）

」を

「

平　・　・ 平　・　・ （別表六の二(二十)付表「25の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二(二十)付表「26の②」）

」に改め、同表の記載要領第11号中「第68条の15の３」を「第68条の15の６」に、「別表六の二（十七)」を「別表六の二（二十）又は別表六の二（二十）付表」に改める。

別表六の11(ヘ)の表中「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「55の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十)「30の②」）」に、「

平　・　・ 平　・　・ （別表六の二(十七)「53の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二(十七)「54の②」）

」を